



**Human
Rights
Now**

ビジネスと人権に関する国別行動計画
およびその他法的メカニズムの比較考察

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ

目次

1. 要旨.....	4
1.1 はじめに.....	4
1.2 日本の NAP で提案されている重点分野に関する全体的な比較.....	4
2. 各国における NAP の論点別の事例.....	6
2.1 人権デュー・デリジェンス・影響評価.....	6
2.1.1 要約.....	6
デュー・デリジェンスと国.....	6
デュー・デリジェンスと紛争鉱物.....	6
影響評価.....	6
2.1.2 国別情報.....	7
オーストラリア.....	7
フランス.....	8
ドイツ.....	9
イタリア.....	10
オランダ.....	10
韓国.....	11
スウェーデン.....	11
英国.....	12
2.2 救済.....	12
2.2.1 要約.....	12
NCP.....	12
国内人権機関/ オンブズマン.....	13
2.2.2 国別情報.....	13
a) 一般.....	13
b) NCP.....	14
c) 国内人権機関/ オンブズマン.....	16
2.3 貿易.....	18
2.3.1 要約.....	18
2.3.2 国別情報.....	19
デンマーク.....	19

ドイツ.....	19
オランダ.....	19
スウェーデン.....	20
英国.....	20
米国.....	20
2.4 労働者の権利と移民労働者.....	20
2.4.1 要約.....	20
2.4.2 国別情報.....	21
デンマーク.....	21
フランス.....	21
ドイツ.....	22
イタリア.....	22
韓国.....	22
スウェーデン.....	23
英国.....	23
2.5 開発援助.....	23
2.5.1 要約.....	23
2.5.2 国別情報.....	24
デンマーク.....	24
フランス.....	24
ドイツ.....	25
スウェーデン.....	25
英国.....	25
米国.....	26
2.6 その他の課題.....	27
2.6.1 政府調達.....	27
韓国.....	27
米国.....	27
3. 主要参考文献.....	28
4. 二次資料.....	29

本レポート¹に記載されている内容は、各国の国別行動計画 (NAP) 及びその改訂版がある場合に当該改訂版並びに、各国の法的メカニズムにのみ準拠している。したがって、特に言及がない限り、必ずしも進行中又は最新の議論又は進展を反映していない。また、日本における議論に関する情報は2019年3月時点のものとなる。

¹ この報告書は、西村あさひ法律事務所プロボノプラクティスチームのサポートのもと、Alexi Abel氏その他一名のフェローが中心になって作成された。HRNは多大な謝意を表明する。

1. 要旨

1.1 はじめに

国連ビジネスと人権に関する作業部会の勧告を受け、2013年以降、20ヶ国以上がビジネスと人権のための国別行動計画 (National Action Plan: NAP) を起草し、採択した。日本では、2018年に政府がベースライン・スタディーの策定プロセスを開始した。このベースライン・スタディーは、政府によるデスクトップ調査とマルチ・ステークホルダー・ミーティングで構成されており、2018年に、企業団体、労働組合、学術機関、市民団体、国際機関、政府関係者が参加して計10回開催された。

その結果、政府は外務省を通じ、日本のNAPにおいて重点を置くべき7つの重点分野を設定した。

1) 公共調達、2) 法の下での平等 (障害者、LGBT、女性)、3) 労働 (児童、外国人 (技能実習生を含む))、4) 救済へのアクセス、5) 国際条約 (投資協定など)、6) サプライチェーン、7) 中小企業。外務省は、上記の優先分野に基づき、2019年中にNAPの案を作成し、2020年半ばまでに最終決定及び採択する予定である。

このような状況の下、ヒューマンライツ・ナウは、日本のNAPの7つの重点分野の妥当性、及び世界の経済大国の一つとしてビジネス・人権分野で大きな影響力を有する日本に期待されている関与の程度を考慮するために、各国のNAPの動向と議論を把握することを目的として、G7を含む11ヶ国のNAP (又は関連文書) の比較研究を行った。

1.2 日本のNAPで提案されている重点分野に関する全体的な比較

本報告書では、以下の国のNAP又は関連文書をレビューした。オーストラリア、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、韓国、スウェーデン、英国、米国 (カリフォルニアを含む)。

NAPはビジネスと人権に関する世界的な改善に向けた幅広い取り組みの一環であるため、本文書は、カリフォルニア、カナダ、オーストラリアのNAPにおけるイニシアティブに直接関連する取り組みにも言及することとした。しかし、カリフォルニア、カナダ、オーストラリア、及び韓国には「ビジネスと人権に関するNAP」がないことに留意しなければならない。ただし、韓国は「人権国別行動計画」に「ビジネスと人権」に関する章を設けている²。

上述の各国のNAP及び関連文書を検討した上で、本報告書で強調すべき5つの重点分野を設定した。

1) 人権デュー・デリジェンス/ 影響評価、2) 救済、3) 貿易、4) 移民の権利と外国人労働者、5) 開発援助。これらは、上記の国のNAPで最も共通して、かつ広く議論されている上位5つの分野である。

² また、韓国国家人権委員会は、2016年9月に「ビジネスと人権についての国家の人権政策の基本計画についての勧告」を策定した。

そのうち、3分野(救済、貿易、移民の権利と外国人労働者)は日本のNAPの優先分野と重複しているが、2分野(人権デュー・デリジェンス/影響評価、開発援助)は、現在のところ日本の優先分野とされていない。

国連ビジネスと人権に関する作業部会が各国に「ビジネスと人権に関するNAP」を作成するよう勧告した際、その意図は、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)を実施し、普及させるために、NAPを各国の義務の一部にすることであった³。UNGPの重要な部分は、人権デュー・デリジェンスの概念である⁴。したがって、人権デュー・デリジェンス/影響評価は、本報告書のためにレビューしたNAPの大半において特に強調されている。多くの国では、企業が、そのサプライチェーンにおける行動の人権への影響を報告する影響評価を作成する義務を創設するための法律が導入されている。また、デュー・デリジェンスは、国家機関の金融取引、及び紛争鉱物のような特定の貿易問題における人権状況を改善するためにも使用することができる。したがって、デュー・デリジェンスは、先進国が人権擁護義務を履行するために法律と政策の両方を用いて対応している重要な分野である。

開発援助については、スウェーデン、デンマークや、フランス、ドイツ、英国、米国などのG7諸国の大半のNAPで取り上げられた。これらの国の多くは、責任ある貿易・投資の促進と被援助国の持続可能な開発とを組み合わせ、戦略的かつ一貫性のあるアプローチを示している。言い換えれば、責任ある事業のための公平な競争条件を確立することは、被援助国だけでなく、援助国やその他の国際的なビジネスの経済にも利益をもたらすものであり、故に開発援助の政策やプログラムは、そのような目的に沿ったものでなければならないと考えられている。

デュー・デリジェンスと開発援助に加えて、救済も焦点となった。救済へのアプローチは多様だが、最も一般的なのは、苦情を聴取し、救済を助言するための、各国連絡窓口(NCP)又はオンブズマンやコミッショナーのような特定の機関を利用することである。貿易にも焦点が当てられ、貿易・投資協定において持続可能性と人権を優先させる動きが見られた。最後の焦点は、労働者の公正な待遇、特に移民労働者の権利を保護する方法に関するものであった。

³ 国連人権高等弁務官事務所「ビジネスと人権に関する国別行動計画」
(<https://www.ohchr.org/en/issues/business/pages/nationalactionplans.aspx>)

⁴ John Gerard Ruggie「国連ビジネスと人権に関する指針：国連「保護、尊重及び救済」の実施のための枠組み」ガイドライン」、ジュネーブ人権高等弁務官事務所、16-24頁(2011)

2. 各国における NAP の論点別の事例

2.1 人権デュー・デリジェンス・影響評価

2.1.1 要約

デュー・デリジェンスと国

デュー・デリジェンスは、国家機関の金融取引と重複する可能性がある。例えば、フランスでは、COFACE (政府系信用保険会社) や AFD (フランス開発庁) などの公的機関が、海外での活動が人権に及ぼす影響を監視することを含むデュー・デリジェンスを要求している。オランダでは、デュー・デリジェンスや輸出信用保険において、企業が OECD 多国籍企業行動指針を遵守しようとする旨の宣言に署名することを求めている。同様に、スウェーデン輸出信用保証理事会 (EKN) は、OECD の勧告に沿って、輸出保証を申請するすべてのビジネス・プロジェクトにおいて、環境と人権に関するデュー・デリジェンスをどのように実施すべきかを規定している。

デュー・デリジェンスと紛争鉱物

イタリア、ドイツ、スウェーデンは、紛争の影響を受けた地域及びリスクの高い地域からの鉱物に関してデュー・デリジェンスを導入した。イタリアの場合、特定鉱物の EU 輸入業者が紛争のない責任ある供給源からのみ輸入するような措置がある。また、ドイツは、紛争の影響を受けた地域及びリスクの高い地域からの鉱物の使用の防止を支援している。また、スウェーデンは、「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス」を支持している。米国では、企業が、特にコンゴ民主共和国やその隣接国からの紛争鉱物の使用を制限するよう求めるデュー・デリジェンスの基準がある。

影響評価

デュー・デリジェンスには、企業が履行しなければならない法的義務が必要となる場合がある。英国では、2013年に会社法第 4 A 条が改正され、特定の上場企業の取締役が年次戦略報告書を作成する際に人権問題を検討しなければならないようになった。

欧米諸国は、企業が、人権上の義務を果たすために守らなければならない法的義務を生み出してきた。その中で最も重要なものは、英国、フランス、オーストラリアの国内法である。最初の法律は、フランスの 2001 年新経済規制法であり、「NRE 法」としても知られており、企業の報告義務、特に社会・環境情報について、「上場企業」が開示しなければならないことを定めている。

2 番目の法律は、企業のデュー・デリジェンスの一環として企業による報告を法制化する 2010 年カリフォルニア・サプライチェーン透明化法 (CTSCA) である。これは、グローバルな売上が 1 億ドルを超えるカリフォルニアにおいて事業を行う小売業者及び製造業者が、仮にあったとしても、サプライチェーンにおける人身取引を回避又は軽減する義務をどのように果たしているかをウェブサ

イトにおいて公表することが求められていることを内容とする⁵。しかしながら、注目すべきは、この取り組みは米国 NAP の一部ではない。

英国とオーストラリアでは、CTSCA と同様の報告要件が採用されている。英国では、2015 年英国近代奴隷法により、(どこで法人化されていても) 英国で事業を行っている所定の商業団体はどのように強制労働対策を実施しているかを開示することが求められている。オーストラリアでは、現代奴隷法 2018 (Cth) も同様に、企業のサプライチェーンにおける人権に関する報告義務を定めている。

2.1.2 国別情報

オーストラリア

現代奴隷法 2018 (Cth) は、サプライチェーン内における現代奴隷についての会社の報告義務を明らかにしている。

同法第 16 条は、各報告書が含まなければならない義務的基準について規定している。義務的基準には、事業者の構成、運営及びサプライチェーン、事業者の運営やサプライチェーンに現代奴隷が含まれているリスク、並びにそういったリスクを低減することについて事業者がどのように評価したかについて、デュー・デリジェンスや救済のプロセスを含め、報告することも含まれる。また、同法第 16 条は、事業者に対し、リスク低減がどの程度効果的であり、事業者が子会社とどのように連携しているかを説明することを求めている。

会社が報告義務を履行しない場合、第 16 A 条 (1) 項は、会社に対し、下記事項を要求することができる権限を大臣に付与している。

(a) 要求があつてから 28 日以上の特定の期間内に、報告義務に従わなかったことについての説明をする

(b) 要求があつてから 28 日以上の特定の期間内に、当該報告義務に関して要求された通りの特定の是正措置を引き受ける

同法第 24 条は、同法が開始されてから 3 年後に、同法の運用及び改訂の可能性についての検討を行うことを関連大臣に義務付けている。第 18 条及び第 19 条により、オーストラリア政府により管理された、無料で公衆閲覧に供されるインターネット上の登録所 (同法により作成される報告書を登録するためのもの) が設けられる。また、第 9 条及び第 10 条には、同法が地域外にも適用され、したがって事業者のサプライチェーンの運営全体にも同法が適用されることが規定されている。

⁵ Karen Stauss「サプライチェーンにおける強制労働：課題への対応」、65 米国弁護士公報 169、171-172 頁 (2017)

フランス

新経済規制法 (NRE 法) において、上場企業は、事業報告書において社会的・環境的情報を開示することが義務付けられている。これらの要件は、2010年7月12日制定法 (グルネル II 法) によって強化された。第一に、グルネル II 法 224 条により、資産運用会社は、その年次報告書において、投資方針が ESG (Environment, Social and Governance) の要件をどのように組み込んでいるかを説明しなければならない。第二に、同法 225 条及び 2012 年 4 月 24 日制定令により、上場企業及び一定の基準 (従業員数が 500 人、かつ純売上高が 1 億ユーロ) を超える非上場企業は、より詳細な非財務情報を公表しなければならない。かかる非財務情報は独立した第三者機関による検証に服し、第三者機関は、当該企業の報告の水準を保証する報告書を作成し、公表された情報についての正確性、及び除外された情報についての当該企業による説明の正確性に対し、「理由付き意見」を示さなければならない⁶。

さらに、企業の注意義務法 (2017 年 3 月 27 日制定法) によって、フランスで 5,000 人を超える従業員又はフランス及び海外で 1 万人を超える従業員を雇用する会社に注意義務が課されている。この注意義務には「人権及び基本的自由、並びに健康、安全及び環境に対するリスクを十分に特定し、深刻な侵害を予防するための合理的な措置」を定めた、注意義務計画 (vigilance plan) を効果的に実施することが含まれる。また、この新法により、企業は、その注意義務計画の不遵守又は当該計画の不十分性について、新法下での当該義務の不履行が被害者に対する侵害と因果関係を有する場合に、潜在的な責任を負うこととされた⁷。

フランスの輸出信用機関である COFACE は、人権デュー・デリジェンスに関する公的機関として特別な役割を果たしている。COFACE は、いわゆる OECD 環境社会配慮コモン・アプローチ (Recommendation of the OECD Council on Common Approaches for Officially Supported Export Credits and Environmental and Social Due Diligence: 以下「コモン・アプローチ」という。) を組織的に適用している。コモン・アプローチは、OECD 諸国に対して厳格な共通基準を設定し、事業が人権に与える影響を判断するためのデュー・デリジェンスを要求している。CSR、特に人権に対して重大な影響を与え得るプロジェクトについては、COFACE が当該プロジェクトに対する政府保証を与える前に、詳細な影響評価が行われなければならない。また、経済・財務省に設置された省庁間の保証委員会も、かかる要件について検証する。そして、影響評価は COFACE のウェブサイト上で公表される。

AFD (フランス開発庁：国際開発のためのフランス政府機関) の開発及び国際連帯政策は、2014 年 7 月 7 日制定法第 8 条に従って、公的主体及び民間主体の社会的・環境的責任を考慮に入れなければならない。さらに、企業は、相手国においてその活動の結果として発生し得る社会的・健康的・環境的損害及び人権侵害を防止又は緩和するためのリスク管理手順を実施しなければならない。また、AFD は、そのガバナンス体制及び活動に社会的責任を含めなければならない。また、その出資する活

⁶ Office of the Ambassador at large for Corporate Social Responsibility of France 「追加の財務報告に関するフランスの立法: 合意の下に制定(The French legislation on extra-financial reporting: built on consensus)」5 頁 (2012) (https://www.diplomatie.gouv.fr/IMG/pdf/Mandatory_reporting_built_on_consensus_in_France.pdf)

⁷ Sandra Cossart, Jérôme Chaplier, Tiphaine Beau de Lomenie 「注意義務に関するフランス法: 全ての者のためのグローバル化の取組に向けた歴史的な一歩 (The French Law on Duty of Care: A Historic Step Towards Making Globalization Work for All)」 Business and Human Rights Journal 第 2 巻第 2 号 317 頁(特に 321 頁) (2017)

動の環境的・社会的リスクを評価・管理するとともに、各相手国での当該活動に関わる企業の財務透明性を高めるための措置を講じなければならない。

ドイツ

連邦政府は、すべての企業に対し、人権デュー・デリジェンス・プロセス（人権政策声明、人権への実際の又は潜在的な悪影響を特定するための手続、悪影響を潜在的に回避するための措置、これらの措置の有効性の検証、報告、及び苦情処理制度）を、その規模、事業分野、及びサプライチェーン及びバリューチェーンにおける自らの立場に見合った方法で導入することを期待する。その遵守状況は 2018 年から毎年検証される予定である。

連邦政府の狙いは、500 人を超える従業員を有するドイツに拠点を置くすべての企業の少なくとも半分以上が、人権デュー・デリジェンスの要素を 2020 年までに会社内のプロセスに組み込むことである。これらの企業の 50%以上が 2020 年までにこの自主的な行動を取らなかった場合、ドイツ政府は法制化を含むさらなる措置を検討する⁸。また、企業からの回答を踏まえ、中小企業に対してどのようにコミットメントを求めていくかを検討する。

人権デュー・デリジェンスの分野別推進については、連邦政府は、ドイツ企業のサプライチェーン及びバリューチェーンに特に関連のあるハイリスクの分野及び地域を特定する研究を公表する。この調査に基づき、人権デュー・デリジェンスの実施に向けた部門別の指針及びベスト・プラクティスの例が、関連する事業者団体及び献身的な複数のステークホルダー・フォーラムと協力して示される。

連邦政府は、ある種の鉱物（スズ、タンタル及びタングステン、それぞれの鉱石及び金）からの収益を紛争地域や他の高リスク地域での武力紛争への資金援助のために使用することの防止を支持する一方で、中小企業の市場参入が不必要に禁止されないように、中小企業に比例措置を導入するため、拘束力のあるデュー・デリジェンス・ルールを策定する。観光分野については、「観光における人権に関するラウンドテーブル」が、セクター別の人権デュー・デリジェンスへの理解を深めるための連邦政府の取組みを支援するため、政府からの追加的な資金提供を受ける。

また、連邦政府は、ドイツ法に証明標章を導入することを検討している。これは、特に人権分野における企業のサプライチェーン・マネジメントの透明性を高めることを目的としており、それによって市場において責任ある事業活動を行うための競争意識が期待されている。

⁸ 上記の計画の期限は NAP で 2020 年とされているが、ドイツ連邦経済協力開発省が、2019 年 2 月現在、ドイツ企業に対する人権デュー・デリジェンスの義務に関する未公表の法律として起草したと報告されている。義務の対象となる事業部門には制約があるものの、上述の NAP の当初の考え方と比較して、雇用者数の基準は 250 人（かつ、年間売上高 4,000 万ユーロ以上）に減少しており、政府としてもこのイニシアティブにコミットする意向が強い。詳細は、以下のウェブページに記載されている。<https://www.business-humanrights.org/en/german-development-ministry-drafts-law-on-mandatory-human-rights-due-diligence-for-german-companies>

イタリア

イタリア政府は、EU 輸入業者に対し、紛争影響地域及び高リスク地域からの特定の鉱物（スズ、タングステン及びタングステン、それぞれの鉱石及び金）についてのデュー・デリジェンスの義務を課す、2017年5月17日の欧州議会及び理事会の新しいEU規則2017/821を支持する。本規則は、2021年1月1日に施行される予定であり、EUの会社に対し、紛争のない責任ある供給源からのみ輸入するよう、当該鉱物を輸入する際にデュー・デリジェンスを行うことを義務付けるものである。

OECD 多国籍企業行動指針については、イタリア政府は、大企業及び中小企業双方を対象に、デュー・デリジェンスに関するパイロット・プロジェクト、研修及び助言セッションを実施した。また、中小企業を中心に実践的なアドバイスを行うためのツールキット（「中小企業デュー・デリジェンス・ガイド」）を作成した。

また、イタリアは、2015年10月のG7雇用・開発担当大臣会合で合意された「公正生産のための行動」イニシアティブにもコミットしている。持続可能なグローバル・サプライチェーンの運営を推進するため、政府は、現行の民商法の包括的な見直しを行い、注意義務やデュー・デリジェンスなどの規定を導入するための法改正を検討する予定である。

オランダ

オランダのデュー・デリジェンスの焦点は、企業のデュー・デリジェンス義務を促進するための情報と枠組みを提供することにある。主要分野は以下の通りである。

- ・ 国際的な企業の社会的責任 (ICSR)
- ・ 輸出取引信用保険
- ・ 中小企業

国営企業は、OECD 多国籍企業行動指針を遵守し、そのCSR方針を監視すべきであるとされている。また、政府供給者 (government suppliers) のリスク分析は、UNGP に沿った人権の尊重を示すべきとされている。

政府は、リスク評価の枠組みとして、ICSR を活用している。ICSR は、オランダ企業が海外で事業を行う場合でも人権基準を維持することの重要性を強調するためにオランダ政府が使用する概念である。オランダ政府は、ICSR を、許容可能な雇用条件の下での公正な労働及び企業のサプライチェーン全体の満足できる条件に対する責任として概念化してきた。政府は、企業が可能な限り OECD 多国籍企業行動指針に沿った行動を取ることを期待している。企業は、ICSR の枠組みに参画するために政府と自主協定を締結することができる。オランダの NAP は、OECD 多国籍企業行動指針や UNGP のような国際文書の文脈において、人権に関する責任として ICSR を掲げている。海外での活動、輸出取引信用保険及び貿易使節団 (trade mission) の為の助成金やその他の方法による資金提供に係る支援の企業からの申請の全てに対して、政府はリスク評価 (デュー・デリジェンス) のために ICSR を用いるようになった。その目的と問題となっている手段の性質によってこの枠組みは異なる。

例えば、貿易使節団における ICSR の枠組みと、プロジェクト助成金や輸出取引信用保険における ICSR の枠組みとは、相互に異なる。

輸出取引信用保険の CSR 方針においては、輸出取引信用保険を用いる会社が OECD 多国籍企業行動指針を遵守する旨の申告書に署名することが求められている。会社は、保険適用のデュー・デリジェンス・リスク分析を輸出取引信用機関である Atradius DSB が実施するために必要な情報を提供しなければならない。会社が当該情報を提供しない場合、その会社は保険に加入することができない。OECD 輸出取引信用グループには輸出信用制度を利用する全ての加盟国が参加しており、プロジェクト関連の人権評価のための戦略に取り組んでいる。オランダはこのグループに積極的に参加しており、リスク評価の改善にも取り組んでいる。

オランダは、人権、環境問題、社会・従業員関連事項及び腐敗に関する開示に関する EU 指令を支持している。特にミャンマーに関しては、オランダは、ミャンマーへの投資に関する米国の報告要件について、OECD と意見や経験の交換を行う意向である。オランダは、ミャンマーの会社や投資家のための基準を作成中である。

韓国

韓国は、企業における人権デュー・デリジェンス義務を強化するための基準の制定を推進している。例えば、韓国政府は調達事業法 (Procurement Business Act) を改正し、政府調達サービス担当官が、政府調達プロセスにおいて CSR を推進するために、労働基本権や人権を含む社会的・環境的観点を考慮できるようにした⁹。さらに、韓国政府は 5 年ごとに発表される新たな持続可能な経営政策を遵守することを約束している。上述のとおり、韓国国家人権委員会は、2016 年 9 月に国家人権政策基本計画に関する勧告を発表している。

スウェーデン

紛争地域からの鉱物の責任ある貿易に関する規制案を巡る EU 内での議論を通じて、スウェーデンは、特定の問題のある国から鉱物を輸入する会社は認定を得なければならないとの旨をより明確に記載するよう提案している。また、スウェーデン政府は、「紛争影響地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス」を支持しており、同ガイダンスの推進のため、企業に対する啓発活動を実施する予定である。

スウェーデン輸出信用保証理事会 (EKN) は、関連分野における OECD の勧告に基づき、人権、労働条件、環境、腐敗、インターネットの自由に関する政府の取り組みの継続的な発展を追求するよう、政府の歳出要綱において求められている。EKN は、OECD の勧告に沿って、輸出保証を申請する全てのビジネス・プロジェクトにおいて、環境及び人権に関するデュー・デリジェンスを実施することという要件を設定している。また、EKN は、企業が情報を参照できるよう、多くの国に関するカントリーリスク分析も発表している¹⁰。デュー・デリジェンスの実施に当たっては、潜在的リスク

⁹ 調達事業法第 3-2 条「社会的責任強化の推奨」

¹⁰ www.ekn.se

の重大性や事業規模に応じて、更なる調査を実施することもある。

英国

2006 年会社法 172 条は、取締役が、会社の従業員の利益及び会社の業務執行がコミュニティーに与える影響を含む、会社の成功に関する事項につき検討すべきことを明確にしている。2013 年、会社法第 4A 章の追加により、上場会社¹¹の取締役は、社会的論点、コミュニティーに関する論点及び人権に関する論点を戦略報告書に記載するか、当該記載をしていないことを明確にすることのいずれかをしなければならない。2015 年現代奴隷法は、企業体に対して、当該会計年度に行った当該企業体の業務執行及びサプライチェーンにおける奴隷と人身取引の根絶のための取組みの概要を明らかにするか、そうした措置を講じていない旨の声明を発表することを求めている。当該規制の対象となる企業体は、設立地を問わず、英国において全部又は一部の事業活動を行う会社及び組合が含まれる¹²。規制の対象となる企業体は、現在、年次売上が 36 百万ポンド以上のものであるが¹³、当該年次売上は、当該企業体の年次売上及び子会社（完全に英国外で活動する子会社を含む。）の年次売上の合計で計算される¹⁴。国務大臣に任命された反奴隷独立弁務官は、現代奴隷法の有効性について監督をする。詳細については、次項で後述する。

2.2 救済

2.2.1 要約

NAP は様々な方法で救済に対処しているが、2 つのアプローチが一般的に用いられている。1 つは、企業が OECD 多国籍企業行動指針を遵守することを支援するために、強力な NCP を創設することである。もう 1 つは、オフィス（例えば、オンブズマン）又は協会のいずれかによってなされる監督の役割を果たすものを創設することである。この監督の役割は、主要なステークホルダーとの協議など、より広範な機能を可能にするものである。

NCP

NCP の運営方法は、国が、どの程度企業行動を調査する権限を NCP に与えるかによって異なる。NCP の強力な役割を創出することは、企業のデュー・デリジェンスへの非司法的監督を認めるもの

¹¹ 上場会社とは、その会社の株式が、(a) 2000 年金融サービス・市場法第 6 編の規定に従って上場している会社、(b) 欧州経済領域のいずれかの国で上場している会社、及び (c) ニューヨーク証券取引所又は Nasdaq で取引されている会社をいう。

¹² 「サプライチェーン等に関する透明性 実務向け案内」3.1 章
(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/649906/Transparency_in_Supply_Chains_A_Practical_Guide_2017.pdf)。

¹³ 同上

¹⁴ 「サプライチェーン等に関する透明性 実務向け案内」3.2 章

になる。英国及びオランダの NCP は、効果的な NCP の良い例として知られている¹⁵。

国内人権機関/ オンプズマン

各国は、国内の人権保護が保障されることを確保するために、国内人権機関や役職を構築してきた。多くの国にとって、これはコミッショナーやオンプズマンのような特定の役職である。2015 年英国現代奴隷法は、奴隷制に対する法的枠組みの有効性を監督するための反奴隷独立弁務官の地位を創設している。オーストラリアは、英国の反奴隷独立弁務官をモデルにした役職を導入することを検討してきた¹⁶。フランスは、「権利擁護官」を有しており、カナダは、責任ある企業に関するオンプズマンという新たな役職を創設中である。

2.2.2 国別情報

a) 一般

ドイツ

ドイツ語を話さない人々を含む人権を侵害された人々の救済手段へのアクセスを確保するため、連邦政府は司法的救済に関する複数の言語での情報パンフレットを作成する。非司法的救済については、政府は、従業員及び外部のステークホルダーに利用されている、人権侵害に対する会社又は業界全体の苦情処理の好例を既に認識している。このような事例は、苦情処理制度の導入を加速させるために、他の事業者と共有されていくだろう。

イタリア

組織的犯罪ネットワークによる人身取引の被害者となっている移民労働者のような、非イタリア国民かつ非居住の者に対する法的援助のための十分な予算を維持し、これらの対象者への法的援助を確保することが計画されている。また、イタリア政府は、企業活動における人権侵害に対応する専門部門を含む独立した国内人権機関を設立する予定である。

オランダ

オランダの NAP が扱う救済の主要分野は、会社の苦情処理メカニズム、オランダの法律援助及び NCP である。NCP は、以下のセクションで個別に議論される。

¹⁵ オーストラリア法評議会「オーストラリア近代奴隷法制定の調査」60、オーストラリア連邦議会、キャンベラ、34–35 頁 (2017)

¹⁶ 「外務・防衛・貿易に関する共同常設委員会オーストラリア近代奴隷法の制定に関する調査報告書」、オーストラリア連邦議会、キャンベラ、73 頁 (2017)

会社レベルでの苦情手続は、OECD 多国籍企業行動指針に沿ったものであるべきである。苦情は、NCP の手続又は裁判所制度のような、他の非司法手続又は司法手続に対しても可能なものであるべきである。また、被害者とされる者が訴訟を提起することができるように、例えば基金といったような、これらの者に対するより多くの財政的支援が提供されるべきであるという提案が協議においてなされた。これについては、オランダの通常法律扶助制度によって法的な費用の支払に対する支援は提供されるため、そのような基金は不要であるというのがオランダ政府の意見である。

また、オランダ政府は、現地企業による人権侵害に対する措置を強化するためにケニアにおいて、また、労働組合代表及び市民社会組織が NCP のような非司法的なメカニズムの利用について訓練されているジャカルタにおいて、海外研修を実施している。これらの研修は多国籍企業研究センター (SOMO) を通じて組織されているものであるが、同センターはオランダ政府がその人権基金を通じて資金を提供している。

スウェーデン

2014 年 5 月 20 日、各種の不満足な労働条件、不正行為や違反行為等に関する内部通報を行った労働者の保護についての調査報告書が提出された。この調査報告書の中では、通報者の保護を強化する新しい労働法が提案されており、同法案の下では、通報により報復を受けた労働者に損害賠償請求権が認められることとなる¹⁷。

b) NCP

デンマーク

デンマーク政府は、OECD の求める NCP として、「責任ある企業行動のための調停及び苦情処理機関」を設立した。これは、デンマークの国内法により設立された機関であるところ、法律によって国家機関として NCP が設立された、世界における稀有な例の一つである。同機関設立の目的は、非司法的救済のプロセスに対して、国内で最大限の正統性と権威を与えることであった。同機関は、苦情解決のための調停（企業内レベルで行われる調停及び企業内レベルで解決されない場合に同機関の支援により行われる調停）に焦点を当てている。もし調停が不成立であれば、同機関は当該問題に関して調査を開始することができ、調査結果に基づいて公表することができる。このような調査の範囲は、デンマーク企業の活動に限定されず、公的機関及び民間団体（例えば NGO）の活動も含む。同機関は、UNGP を反映した OECD 多国籍企業行動指針に基づいて評価を行っている。

フランス

フランスの NCP は、政府・労働組合・企業代表者の三者で構成される。NCP は、申請処理のタイムラインや勧告のフォローアップについての選択肢など、要請処理の効率性を改善するために 2012 年及び 2014 年に内部規則を改正した。また、より容易に、いつでも外部技術専門家に相談できるようになった。

¹⁷ 2014 年スウェーデン政府公式報告書:31。

フランスの NCP の業務の透明性は向上している。NCP は、市民社会を代表する組織との間で毎年情報交換と協議の会議を行っている。NCP のウェブサイトは定期的にアップデートされており、OECD 多国籍企業行動指針へのリンクも掲載している。

ドイツ

ドイツの NCP は、その目的を達成するために十分に認識又は活用されていない。この関連で、NCP に対する意識を向上させるために、連邦経済エネルギー省内に新たな組織を設立する予定であり、このイニシアティブを強化するために職員も増員される予定である。

オランダ

利害関係者は、会社が OECD 多国籍企業行動指針を十分に実施していないと考える場合には、NCP に対して苦情を申し立てることができる。苦情が適切であると認められる場合には、NCP は、苦情を申し立てる当事者と企業との間の公平な調停者として機能することができる。オランダの NCP は、全ての利害関係者がアクセス可能であるべきである。

手続の最後に、NCP は、その過程や、解決策と OECD 多国籍企業行動指針との関係性を説明した最終声明を発行することができる。両当事者は、会社が補償などの救済を提供することを合意できる。しかし、当事者が解決に至らない場合には、NCP は、その過程を記述した最終声明を発表し、また、認識する事実関係に基づき、OECD 多国籍企業行動指針の違反の申立てに関する勧告を公表する。これらの勧告の目的は、将来の紛争を防ぐことにある。NCP は非司法手続である。その最終声明は行政法上の決定ではないため、不服申立てをする余地はない。

さらに、オランダ政府は、NCP に対し、CSR の分野横断的な調査を実施するよう要請することができる。この手続は、NCP を設置する法令の改正により 2014 年に導入された。

韓国

韓国は、NCP 運用規則の改正¹⁸及び NCP 委員の多様化を通じて NCP を強化している。韓国 NCP 内には、仲裁委員会が設置され、NCP 運用規則の適用に関する多国籍企業に対する申立てについて調停や仲裁を実施している。韓国は、OECD ピア・レビュー・プロセスを通じて、先進的な他国の NCP に倣い、NCP の活動を改善する意向である。より具体的な改善点として、委員の中立性、専門性を高めるために、NCP 委員を多様化することや、NGO、雇用者側組織及びその他の利害関係者の NCP への関与を強化することを韓国の第三次 NAP は掲げている。

¹⁸ OECD 多国籍企業行動指針の履行に関する各国連絡窓口 (NCP) 運用規則。韓国 NCP は韓国産業通商資源部 (Ministry of Trade, Industry and Energy) 内に設置されている。韓国 NCP のウェブページは次のとおりである (韓国語、英語) : http://www.ncp.or.kr/jsp/kcab_ncp/intro_ncp.jsp

スウェーデン

スウェーデンは、対話と議論によって個々の事案における問題解決を支援することを主な役割とする NCP を通じて、CSR 及び OECD 多国籍企業行動指針に関する情報及び知識を普及させている。もともと、OECD 多国籍企業行動指針は法的強制力を持たないため、NCP は不利益処分を行う権限を有していない。スウェーデン外務省は、NCP を強化できるかという点を今後検討する予定であり、NCP 自身も、非 OECD 加盟国の NCP との交流・連携を強化することを目指している。

英国

英国 NCP は、英国ビジネス・イノベーション・技能省の官吏が運営する。英国 NCP は、多国籍企業が OECD 多国籍企業行動指針のデュー・デリジェンス基準を満たしているか否かを評価することができる。英国 NCP は、当事者の調停を行い、合意成立を目指す。合意が成立しない場合には、申立てを審査し、多国籍企業が当該指針に沿った行動をとっているか否かを判断する。英国 NCP の報告は、英国輸出信用保証局が企業のプロジェクトに輸出信用の供与を検討する際に考慮される。

一例として、フォーミュラ・ワン・グループを相手取った訴訟 (*Americans for Democracy and Human Rights in Bahrain (ADHRB) vs. Formula One Management Limited*) では、英国 NCP は、バーレーンにおけるフォーミュラ・ワン・グランプリの開催が、バーレーンにおける人権侵害を悪化させ、或いは、人権侵害に結びつくとの主張を却下した。しかし、フォーミュラ・ワン・ワールド・チャンピオンシップ・リミテッドと、フォーミュラ・ワン・マネジメント・リミテッドの経営体制、デュー・デリジェンス、人権に関するポリシー並びにステークホルダー及びビジネス・パートナーとのコミュニケーションに関する論点については、ADHRB の申立ての利益を認めた。最終的に、フォーミュラ・ワン・グループと ADHRB は合意に達し、両者は共同声明を発表し、その中で、フォーミュラ・ワン・グループは、公式なポリシーの一環として、人権デュー・デリジェンスを行うことを約束した^{19 20}。

c) 国内人権機関/ オンブズマン

カナダ

カナダは、2019 年現在、責任ある企業に関するカナダ・オンブズマンを導入する予定である。このオンブズマンは、政府の行政部門 (具体的には、カナダ総督) の下に置かれる。オンブズマンの役割は、地域社会と外国で事業を展開するカナダ企業との間の紛争解決を支援することである。オンブズマンは、調査及び勧告を行うことにより、人権に関する苦情に対応することができる。特に、鉱業、石油・ガス、衣料分野等がオンブズマンの重点分野とされている。政府は、人権侵害が明らか

¹⁹ John Gerard Ruggie, Tamaryn Nelson 「人権と OECD 多国籍企業行動指針: 規範的創造と実施の障害」 116-117 頁 (22 Brown Journal of World Affairs 99, 2015)

²⁰ https://www.oecdwatch.org/cases/Case_333/1394/at_download/file

になった企業に対して融資を差し控えることがあり得る²¹。

オンブズマンは、カナダ企業と影響を受けた地域社会との間の紛争を共同で解決することに加えて、独自に、調査、救済策の勧告、履行状況のモニタリング、報告書の作成等を行うことが認められる予定である²²。

フランス

2008年の憲法改正によって、独立行政機関である「権利擁護官 (Defender of Rights)」が導入され、2011年に設立された。権利擁護官は、特定の4領域における問題を取り扱う権限を有している。いかなる個人又は法人も、下記の場合に、直接、無料で権利擁護官に相談することができる²³。

1. 差別を受けたと考える場合
2. 公的又は民間の法令の執行者(警察官、税関吏、警備員など)が不適切な行動を取るのを見た場合
3. 公的サービスに関連して問題を抱えている場合
4. 児童の権利が尊重されていないと考える場合

権利擁護官は差別に関する事項について幅広い管轄権を有していることから、CSRに関する問題の処理において重要な役割を果たすことが期待されている。

スウェーデン

スウェーデン差別禁止法の遵守状況の監視を行う政府機関である「平等オンブズマン事務局」は、第一に、差別禁止法の適用を受ける者に対して、自発的に同法を遵守するよう促すことを試みている。また、同オンブズマンは、同意を得た上で、個人に代わって訴訟を提起することができ、差別禁止法に違反した者は、被差別者への差別行為に対する損害賠償金の支払義務を負う可能性がある。

「子どものためのオンブズマン」は、子どもの権利条約に基づき、子どもと若者の権利・利益を代弁することを主な業務とするスウェーデンの政府機関である。同オンブズマンは、子どもの権利条約の社会における遵守状況を監視し、中央政府及び地方政府機関における子どもの権利条約の実施を推進している²⁴。同オンブズマンは、子どもの権利条約を適用する際の不備について注意を喚起し、法令の改正を提案することを役割としている。同オンブズマンは、子どもと若者の状況を改善するための分析と提言を含む年次報告書をスウェーデン政府に提出している。

²¹ 2018年1月17日付 CBC 記事「オタワによる海外における企業行動を監視するための新しいオンブズマンの創設」(<https://www.cbc.ca/news/politics/corporate-ombudsman-abroad-1.4491388>)

²² 2018年1月17日付カナダ政府プレスリリース「カナダ政府による責任ある海外事業活動の主導」(<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2018/01/the-government-ofcanadabringingleadershiptoresponsiblebusinesscond.html>)

²³ 権利擁護官のウェブサイト参照(<https://www.defenseurdesdroits.fr/fr/institution/organisation/defenseur>)

²⁴ しかし、法律により、オンブズマンは個々の事件に介入することは許されていない。

英国

国務大臣は、反奴隷独立弁務官を任命する。弁務官は、自らの役割をどのように遂行するかを戦略計画として策定し、承認を得るために、国務大臣に提出しなければならない。最初の戦略計画において、弁務官は、民間セクター・市民社会と公的機関の調整・協働を最優先とした。弁務官は、国務大臣に対して、弁務官の活動状況の年次報告を提出しなければならない。また、最初の戦略計画には、2015年現代奴隷法上の義務を企業に対して教育することが含まれた。

人身取引と闘うために、弁務官は、情報提供、勧告、報告書作成、当局との協議・協力など様々な措置をとることができる²⁵。弁務官は、特定の公的機関に対して弁務官がその目的達成に必要であると考えた協力を要請することができ、当該公的機関は、当該要請が合理的に実務的である限り、従う義務がある。

2.3 貿易

2.3.1 要約

国際貿易の複雑さと、各国やビジネスの分野に特有の対応策を講じることの難しさを踏まえ、いくつかの国は、企業に対する追加的なサービスの提供と、複数のステークホルダーによるイニシアティブの支援に焦点を当ててきた。

例えば、デンマークは、在外公館を通じて、発展途上国で新規事業を創出しようとする企業に対し、人権デュー・デリジェンス・サービスを提供している。また、「人権とビジネスの国別ガイド」は、各種提言や事例研究を参考に、持続可能な事業者の発展に役立つ国別情報を提供することを目的として、一般に公開されている。

デンマークとドイツは、それぞれデンマーク倫理的貿易イニシアティブ (DIEH: the Danish Ethical Trading Initiative) 及び持続可能な繊維事業パートナーシップを支持しており、これらはいずれも繊維業における人権配慮の改善を目的とした複数のステークホルダーによるイニシアティブである。このような取り組みは、集成的な声と行動を最大化し、機能的能力を完全に補完し、同じ事業部門や様々なステークホルダーからの企業間の洞察を蓄積するための効率的で効果的なアプローチであるように思われる。

一方、スウェーデンやオランダのような国々は、自国だけでなく EU 内の他国の企業が使用する貿易・投資協定に関する持続可能性に関連する条項を含めることを確保することによって、むしろ統一的でマクロレベルのアプローチに焦点を当てている。

²⁵ 2015年現代奴隷法第4編

2.3.2 国別情報

デンマーク

デンマーク政府は、民間企業に対し、開発途上国を中心とした貿易事業において責任ある行動を確保するための様々な支援を行ってきた。例えば、外務省の貿易評議会は、人権デュー・デリジェンスを含む社会的責任に関する潜在的なリスクや機会を企業が特定しやすくするための有料助言サービスを提供している。このようなサービスは、開発途上国においても、各国のデンマーク大使館を通じて提供されている。大使館では、中小企業や現地のビジネスパートナーを含む企業を対象に、責任あるサプライチェーン・マネジメントに関するワークショップを開催し、実践的な助言サービスを提供している。

また、2013年には、デンマーク人権研究所 (DIHR: the Danish Institute of Human Rights) が、スウェーデン国際開発協力機構 (SIDA: the Swedish International Development Cooperation Agency) と協力して、「人権とビジネスの国別ガイド」のウェブサイトを立ち上げた。このウェブサイトは無料であり、23カ国の人権関連情報が掲載されている。中には、具体的な提言や事例研究も含まれており、企業が世界中で活動する際の人権に与える影響を特定し、評価し、対処することに資するものである。この国別ガイドは、DIHR 及び各国の市民社会組織が作成した。また、DIHR は、各国の市民社会組織が人権問題へ対処する能力を向上させるため、かかる組織に対して技術支援を行ってきた。

このような各機関主導のパートナーシップは、一部の国における人権問題に取り組むためにも結成されている。例えば、デンマーク倫理的貿易イニシアティブ (DIEH) は、企業、NGO、企業団体、公的機関、労働組合から構成されており、これらの者はバングラデシュの衣料分野のビジネス環境を改善するための多くの詳細なコミットメントに合意している。

ドイツ

ドイツ企業による対外貿易の促進のための輸出信用、投資保証その他の手段については、連邦政府は、人権影響評価の要件が評価手続においてさらに特定され、優先順位付けされることを確実にする予定である。さらに、ドイツは、持続可能なサプライチェーン・マネジメントのさらなる発展を提唱し、支援する。したがって、ドイツは、EU、G7、G20 等の国際レベルでの人権デュー・デリジェンスに関する共通の理解を確立するため、他国との協力を強化する。

セクター別アプローチについては、連邦政府は「持続可能な繊維のためのパートナーシップ」への支援を継続する。これは、UNGP に沿った自主的かつ義務的な要素から成る複数のステークホルダーのイニシアティブであり、2018年までにドイツの繊維・衣料品会社の75%を参加させることを目標としている。そうすることで、デュー・デリジェンス要件に向けた部門横断的な集团的取り組みについて、他の産業を刺激する代表例となることが期待される。

オランダ

オランダ政府は、貿易、投資及び持続可能性のそれぞれの関係がどのようなものであるかについて

の明確な規定を含む貿易・投資協定に参加している。市民社会は、これらの協定の作成に関与すべきであるとされている。また、ICSRは、オランダの貿易使節団及び輸出取引信用保険における特徴である。

スウェーデン

スウェーデンは、EUの二国間、地域的、その他の種類の貿易・投資協定に、CSRへの言及を盛り込むよう求めている。また、スウェーデンは、「紛争影響地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」を支持し、EUに対し、紛争鉱物の貿易に対するより厳格な規制を導入することを提案し、倫理的に調達された鉱物の認証制度の導入を強調している。さらに、国連、OECD、世界銀行等の機関に対し、それぞれの任務の範囲内で企業の人権尊重を促進するよう奨励する意向もNAPにて表明している。

また、「ビジネス・スウェーデン」(スウェーデン貿易・投資評議会)は、(i) UNGP、(ii) 国連グローバル・コンパクト及び (iii) OECD 多国籍企業行動指針に従うよう求められている。ビジネス・スウェーデンは、確立した国際的なガイドラインに則り、企業のCSR活動を積極的に周知・促進していくよう求められるとともに、この分野に関して中小企業を支援することも要請されている。

英国

英国の輸出許可制度は、「戦略的技術及び物品(例えば、軍用又は軍事転用可能な民生用の物品、技術、ソフトウェア、文書等)について、人権への影響の可能性も考慮した評価を踏まえて、政府が輸出を規制することを認めている。申請は、統合的EU・各国武器輸出管理基準に照らして評価される。当該基準には最終仕向地の人権及び基本的自由の状況が含まれている。これは、当該商品又は技術が外国で人権抑圧的に使用され得る場合には、人権を理由として輸出許可を付与しないことを意味する。

米国

米国政府は、強制労働によって生産された輸入品に関する調査及び輸入の禁止を行う権限を与えられている。これを強化するため、政府は、当該輸入品の米国による調査及び輸入の禁止について数量ベースの制限を設けていた1930年米国関税法の規定を、2015年貿易円滑化及び権利行使に関する法律の制定により削除した。

2.4 労働者の権利と移民労働者

2.4.1 要約

デンマーク、フランス、スウェーデン、英国は、公正で倫理的な労働環境を促進するために、主に権利に基づく公正な労働待遇に焦点を当てた様々な立法措置を講じてきた。一方、ドイツは、その

ような目的を実施するための組織の構造について議論しており、人身取引や搾取的雇用と闘うための連邦・州合同作業部会を提案している。

イタリアは、これらの国と比較して、特に違法仲介者（人材エージェント）及び人身取引の禁止に重点を置いて、さらなる措置を講じている。このような措置は、農業部門では特に顕著である。農業部門では、政府が法的要件を遵守する企業のリストを作成し、ある種の同調圧力を生じさせ、同部門内の遵法度合いを高めようとしている。また、イタリアは、移住労働者のイタリア社会への持続可能な参加を促進するために、移住労働者の入国前後の双方で移住労働者に対する研修プログラムを策定している。

2.4.2 国別情報

デンマーク

デンマークの法律は、企業による人権侵害を厳格に禁止している。例えば、1996年以降、デンマーク議会法は、人種、性別、皮膚の色、宗教、政治的意見、性的指向又は国家的、社会的及び民族的アイデンティティ/起源に基づく差別など、労働市場における差別的取扱いを禁止している。2005年制定の労働環境法及び2005年制定の若年労働者に関する法律は、1994年制定の若年労働者保護に関するEU指令94/33/ECを履行するものである。

デンマークの刑法は、生存権や、拷問及び奴隷制に対する人権を保護しており、同法に基づいて企業及び企業の代表者を処罰することができる。さらに、労働環境法は、企業活動に関連する環境汚染又は危険な労働条件から生じる個人の健康への悪影響を禁止し、公共医療サービスへのアクセスに関する規制を行うことによって、達成可能な最高水準の健康に対する権利を保護している。

現在は、3,750万デンマーククローネ以上の公共セクターの契約についてのみ労働条項が求められているが、当該下限額が撤廃されるため、今後、公共セクターの契約には、その規模にかかわらず労働条項を含むことが義務付けられる。これは、デンマークで行われているすべての仕事は、デンマークの基準で公平かつ適切な賃金及び労働条件を確保しなければならないという考え方に基づくものであり、公共プロジェクトで十分な賃金を受け取ることができない外国人労働者が発生しないようにすることを目指している。

フランス

雇用保障法は、職員代表団体が人権を保護するために必要なリソースを確保することを意図している。同法により、従業員代表には、フランスの大企業の経営会議体において投票する権利が与えられ、当該会議体に提出される事業報告書の内容につき議論することが認められた。また、同法により、従業員への情報提供義務を強化するため、労働評議会と協議し、同評議会に情報を提供するための手続が改善された。労働評議会との協議が必要となる事項には、会社の戦略目標と、それらの目標が雇用条件に与える影響が含まれる。そのような事項に関する最新の情報は、データベースを介して労働評議会が利用できるようにしなければならない。さらに、労働評議会は、フランス労働

法の下で内部告発者として行動する権利を有する。

ドイツ

現行の制度を補完するため、連邦政府は、人身取引/搾取的雇用との闘いにおいて、予防を強化し、助言制度を確立し、刑事訴追及びデータ状況を改善するための戦略的アプローチを開発するため、活動の中心を合同の連邦・州作業部会に移した。また、連邦政府は、派遣労働やサービス契約の利用をさらに規制する法案にも合意している。

イタリア

イタリア政府は、人身取引への対抗及び防止の観点から、2016年2月、2014年立法指令第24号(EU指令2011/36に代わるもの)に沿って、人身取引及び人身の重大な搾取に対する国家行動計画を採択した。当該国家行動計画では、1)労働監督の役割の強化、2)人身取引被害者への補償の強化、3)イタリア企業と非イタリア企業の双方が公正な採用手続を確立し、これ実行するよう奨励・動機付けすること、4)仲介業者や仲介業者を利用する企業に対する規制を改善することなどが計画されている。

そのような措置のいくつかは、すでに農業部門で実施されている。例えば、農業部門のいわゆる「ホワイトリスト」企業のネットワークである「Rete del Lavoro Agricolo di Qualita」は、労働基準法令、社会保障法令、及び会計関連法令における法的要件(地方及び国の単位農業部門労働協約の適用など)を遵守している会社のリストである。当該企業リストは、例えば、企業への公共サービスの拡大に関する意思決定を行う際に、政府機関によって参照される。このようにして、政府は、企業間でベスト・プラクティスを形成し、共有するようにインセンティブを与え、同調圧力を生み出すよう努めている。また、2016年10月29日法第199号「Disposizioni in materia in the di control in control agributrial nel or settore agricolo」(無申告労働及び農業における労働搾取への対抗並びに農業部門における賃金のリバランスに関する規定)は、搾取者(すなわち、違法仲介者)の資本蓄積に対する措置を定めている。

上記に加えて、農業・食料・林業政策省は、移民労働者に対して、出国時の出身国及びイタリア入国後に人権遵守に関する研修を実施するプロジェクトを開発した。これは、ビジネススキルに関する研修の実施、社会福祉サービスへのアクセスの確保等を通じて、移民労働者のイタリアの農業部門及びイタリアでの生活への公正な参加を可能とするためである。

韓国

韓国の人権に関する第三次NAPは、人権に関する企業責任の確保について記載している。例えば、韓国政府は、韓国の領土又は法域内の会社は、その所在地にかかわらず、UNGPに概説されている人権に関する企業責任を果たすべきであるという、人権に関する企業責任に関する目標をウェブページで掲げている。かかる目標に向けて、韓国政府はまた、人権に関する企業責任を促進するために企業を支援する意向であることを表明している。例えば、韓国政府の実施している労働権侵害に関するデータ収集は、労働者の海外処遇に関して企業に理解させることに役立っている。また韓国

政府は、韓国経営者総協会雇用主組合 (KEF) を含む経済団体を通じて、ビジネスと人権について推進することを意図している。

さらに、韓国政府は、経営層や人事に携わるハイレベル管理職に対してジェンダー平等教育を行うことを通じて、私企業や公的機関内での経営におけるジェンダーの平等を支援する予定である。

スウェーデン

労働者の保護の改善を目的として、スウェーデン労働環境法及びスウェーデン労働時間法の改正が提案されている。これらの改正により、さらに効果的な制裁制度を創設するため、刑事上の制裁ではなく課徴金による制裁が広く用いられることになると考えられる。

英国

英国は、従業員を性別、人種、性的指向及び信仰により差別することを禁止する労働規制や 1974 年労働安全衛生法のような環境規制を含む法的枠組を有している。1998 年データ保護法は、会社に対して個人のプライバシーの尊重を求めている。2004 年ギャングマスター (免許) 法のような新たな立法は、農業、貝類の採集及び関連する加工又は包装作業に従事する労働者を保護するためのものである。これは、従来、この分野の法律が、これらの労働者が搾取されるのを阻止するには不十分であったためである。

2.5 開発援助

2.5.1 要約

デンマーク、ドイツ、スウェーデンなどの国々は、開発援助プログラムに関与するすべての機関が、UNGP やその他の関連イニシアティブの遵守が義務付けられることを明確にしている。

英国と米国によるものを含む開発援助のための政策とプログラムは、公平な競争条件の強化、すなわち国際貿易と投資の促進と一致している。これにより、被援助国・援助国及びその他の国際企業の事業を責任ある形で推進し、持続的な経済発展を一層促進することを可能にしている。

そのようなアプローチの例としては、デンマークによる「ミャンマーにおける責任あるビジネスのためのプログラム」、ドイツによる「アジアの繊維・衣料分野における社会・労働基準」プロジェクト、スウェーデン研究所 (SI) によるマネジメントプログラム、英国の責任ある事業協定「ナイロビ・プロセス」、米国による責任ある土地利用の促進のための様々なイニシアティブ等がある。

2.5.2 国別情報

デンマーク

デンマークの開発協力は、「より良い暮らしの権利」という概念の下、人権の実現と貧困撲滅を目指し、権利ベースのアプローチをとってきた。したがって、デンマーク政府は、開発協力プロジェクトに関与するすべての企業が、ILO 条約、国連グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針の枠組みを遵守し、UNGP の履行に向けて取り組むことを確実なものとしようとしている。

UNGP の「保護、尊重及び救済枠組」は、開発協力プロジェクトの実際の構成要素にも反映されている。例えば、ミャンマーでは、2013 年に「ミャンマーにおける責任あるビジネスのためのプログラム」が開始された。同プログラムは、ミャンマーの産業発展を促進するために、法の支配と直接外国投資に適した環境を整備するための技術支援のみならず、責任ある事業活動を遂行する民間セクターの能力強化のための技術支援も行うことを目的としている²⁶。

後者については、2013 年に責任あるビジネスのためのミャンマー・センター (MCRB: Myanmar Centre for Responsible Business) が設立された。MCRB の目的は、「信頼され、公平な、対話・セミナー・関係者へのブリーフィングの場、及び国際的な専門知識とツールへのアクセス」を提供することである。同センターは、英国、ノルウェー、スイス、オランダ、アイルランドのような、他の二国間援助機関と協力して運営されており、エネルギー、ICT、観光、鉱業などの当該国の主要産業における人権への影響を評価し、各国の多国間ビジネスに関する情報を提供している^{27 28 29}。

救済へのアクセスに関しては、デンマーク政府は国内法により調停及び苦情処理機関を設立した(詳細については第 2 節を参照。)

フランス

フランスの開発及び国際連帯戦略のための 2014 年 7 月 7 日制定法第 8 条に基づき、フランスの開発援助政策は、公的主体・民間主体の社会的・環境的責任を考慮しなければならない。このため、開発プロジェクトに関与する企業は、開発途上国における事業に伴う社会的・環境的リスクを特定し、防止し、又は緩和するためのリスク管理手続を実施することとなっている。また、AFD は、その出資する活動の環境的・社会的リスクを評価・管理し、各相手国での当該活動に関わる企業の財務透明性を高めるための措置を講じなければならない。

²⁶ 2013 年 5 月 31 日付デンマーク外務省「ミャンマーにおける責任ある事業計画 2013-2016」(<http://um.dk/en/~media/UM/English-site/Documents/Danida/About-Danida/Danida%20transparency/Consultations/2013/Del%201%202013/Business%20in%20Myanmar.pdf>)。

²⁷ 責任ある事業のためのミャンマーセンター「ミャンマー責任事業センターについて」(<https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/about.html>)

²⁸ 同上

²⁹ デンマーク人権研究所「ミャンマー」(<https://www.humanrights.dk/place/myanmar>)

ILO との協定に基づき、AFD は適正労働イニシアティブ (適正雇用創出、職能開発、持続可能な雇用への移行など) を推進している。また、AFD は、その資金援助を受けたプロジェクトにおけるジェンダーの不平等にも取り組んでいる。さらに、フランス政府は、AFD 及び COFACE が資金を提供するプロジェクトの運営において、OECD 多国籍企業行動指針に対する企業の意識を高めるために、より多くのリソースを割り当てると表明した。

ドイツ

UNGP に規定されている人権デュー・デリジェンスの要件は、開発援助の政策やプロジェクトにも適用されており、したがって、担当組織 (金融機関を含む) にも適用されている。この点に関し、連邦政府は、国際金融機関の改革プロセスを追跡し、その業務が UNGP に沿ったものとなるようにする。

連邦政府は、開発援助プロジェクトを通じて、開発途上国及び新興工業国において、UNGP に沿った責任ある会社の制度化を促進する。例えば、バングラデシュ、カンボジア、パキスタンで実施された「アジアの繊維・衣料分野における社会・労働基準」プロジェクトは、受入国における持続可能性基準の確立を促進している。もう 1 つの例として、貿易イニシアティブへの援助がある。これを通じて、ドイツは、貿易事業を可能にする環境を強化するために、国際労働、社会、環境基準を遵守する途上国の努力を支援している。

スウェーデン

スウェーデン国際開発協力機構 (SIDA) の活動は、国際的な開発プロジェクトのために契約機関/企業が行う活動を含め、UNGP や他の関連ガイドライン (OECD 多国籍企業行動指針や国連グローバル・コンパクト等) に沿ったものとする。また、SIDA はスウェーデンとのつながりを持つ約 20 の大企業を網羅するネットワークである「持続可能な開発のためのスウェーデン・リーダーシップ」(SLSD) をまとめている。SLSD は、価値ある知識を交換し、貧困削減や持続可能な開発に貢献する協力モデルやプロジェクトを策定する場として機能している。

また、文化、教育、科学及びビジネスの分野に関する政府機関であるスウェーデン研究所(SI)を通じて、責任あるビジネスの概念の普及も行われている。SI は、ヨーロッパ、中国及びインドの若手リーダーを対象に、世界中で倫理的ビジネスを推進する将来のリーダーを育成するためのマネジメントプログラムを有しており、これらのリーダーを結びつけて、志を同じくするビジネスパーソンのネットワークを形成し、スウェーデンの会社も将来的にこれらのリーダーとビジネスを育てることができると考えられている。

英国

英国外務・連邦省は、人権・民主主義プログラム (2013/14 年) を通じて「ナイロビ・プロセス：責任あるビジネスの協定」に資金を提供してきた。ナイロビ・プロセスは、ケニアの採取産業部門における責任あるビジネスを可能にする環境を強化するイニシアティブである。このイニシアティブでは、ガス探鉱事業のライセンス制度の確立を通じて、持続可能な経済的利益を最大化しつつ、無責任な

事業活動から生じるコミュニティの緊張と危険を緩和するよう努める。このイニシアティブは、ケニア人のみならず多くの国々から、様々なステークホルダーが集まり、協働して主要な人権問題に取り組む場を設立することを目的として、人権ビジネス研究所 (IHRB) とケニア国家人権委員会 (KNCHR) によって立ち上げられた。さらに、このイニシアティブは、UNGP を実施するにあたっての、企業間のピア・ラーニングとケニア政府の能力開発に役立っている。

バングラデシュでは、英国国際開発省 (DFID) と英国高等弁務官事務所が、他の援助国 (カナダやオランダなど) や複数のステークホルダーと緊密に協力し、労働条件の改善、労働者の権利の付与、同国の衣料・皮革・なめし分野での買い手に対する責任ある事業遂行を促している。

米国

米国の対外開発援助は、一貫して、FAO (国連食糧農業機関) の「国の食料安全保障における土地・漁業・森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての任意自発的ガイドライン (VGGT)」と整合的に行われる。その目的は、世界中の土地と資源のガバナンスを改善することである。

このイニシアティブの一環として、USAID は、土地に関する法律、土地の利用パターン、ジェンダー問題などの情報を網羅した国別の土地に関するガバナンスの履歴を作成し、更新する。この履歴は、企業がこれらの国々において土地関連の投資を行う際に役立つことが期待されている。また、USAID は、「アフリカ農業における土地関連の投資のための分析的枠組み」に関する民間セクターの試験的な取り組みを支援している。当該分析的枠組みは、企業が土地の保有権に係るリスクを軽減し、投資の包括性、責任、持続可能性を高めることを支援する、国際的に承認されている指針である。米国は、他の G7 諸国とのコミュニケーションを通じて、食料安全保障及び栄養に関する同様のイニシアティブを促進しようとしている。

また、米国は、シエラレオネ、リベリア、ギニアの市民社会組織の能力開発プログラムを実施しており、土地の権利と保有に関する問題について学習することを通じて土地に関する紛争を減少させることを目指している。大学レベルの 14 週間無料オンライン・チュートリアルである「土地の保有権及び所有権に関する大規模オープンオンラインコース (MOOC)」も 2015 年に開発された。これは 60 カ国超の国々から約 2,000 人の参加者が利用しており、当該参加者が、開発計画において慣習的な保有権を理解し、支援するための技術的な知見を習得することを支援している。これらのイニシアティブはすべて UNGP の支援によるものである。

さらに、コートジボワールの USAID プログラムは、コミュニティの土地に関する権利を改善するとともに、紛争のないダイヤモンド取引を促進するために、ダイヤモンド調達のプロセスにおける責任あるビジネス慣行及びキンバリープロセス認証制度の国による遵守を支援している。

2.6 その他の課題

2.6.1 政府調達

韓国

韓国政府は、企業の社会的責任を推進する「政府調達法」(Government Procurement Act) の新条項を実施するため、関連制度や規則を改正する予定である。また、韓国の第三次 NAP は、企業の社会的責任を推進する政府調達ガイドラインを実施することを強く推奨している。例えば、同ガイドラインでは、供給業者が「女性・障害者にやさしい企業」(例えば、一定の基準を満たした差別のない施設を有している供給業者)である場合に、加点されるとしている。

米国

米国は、児童労働と人身取引を連邦政府のサプライチェーンから排除するための措置を講じている。大統領令の 1 つである「強制又は契約による児童労働によって生産された製品の取得の禁止」は、連邦政府機関が契約又は強制による児童労働によって生産された物品を調達することを禁止している。大統領令「連邦契約における人身取引に対する保護の強化」は、人身取引及び人身取引に関連する活動を連邦政府のサプライチェーンから排除することを目的としている。

3. 主要参考文献

以下に、各国の NAP (又は関連文書) の URL とその採用日を示す。

- オーストラリアー現代奴隷法 2018 年 (Cth) (2018 年 12 月 10 日オーストラリアで承認、2019 年 1 月 1 日施行) <https://www.legislation.gov.au/Details/C2018A00153>
- フランス (2017 年 4 月 26 日採択)
https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/NAP_France_EN.pdf
- デンマーク (2014 年 3 月 31 日採択)
https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/Denmark_NationalPlanBHR.pdf
- ドイツ (2016 年 12 月 16 日採択)
<https://www.auswaertiges-amt.de/blob/610714/fb740510e8c2fa83dc507afad0b2d7ad/nap-wirtschaft-menschenrechte-engl-data.pdf>
- イタリア (2016 年 12 月 16 日採択、2018 年改訂)
https://cidu.esteri.it/ComitatoDirittiUmani/resource/doc/2018/11/all_2_-_nap_bhr_eng_2018_def_.pdf
- オランダ (2014 年 4 月採択)
https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Business/NationalPlans/Netherlands_NAP.pdf
- 韓国 (非公式英訳のみ、人権の促進及び保護に関する韓国第三次国別行動計画 (2018 年 8 月 9 日採択)³⁰。同計画には、ビジネスと人権に関する章が含まれている。)
<https://mk0globalnapshvllfq4.kinstacdn.com/wp-content/uploads/2017/11/3rd-hr-nap-of-republic-of-korea-2018-2022-chapter-8-bhr-only-by-khis-2018-11-24.pdf>
- スウェーデン (2015 年 8 月 24 日採択)
<https://www.government.se/contentassets/822dc47952124734b60daf1865e39343/action-plan-for-business-and-human-rights.pdf>
- 英国 (2013 年 9 月採択、2016 年 5 月更新)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/236901/BHR_Action_Plan_-_final_online_version_1_.pdf
- 米国 (2016 年 12 月 16 日採択)
<https://www.state.gov/documents/organization/265918.pdf>

³⁰ 韓国では、ビジネスと人権のみに特化した NAP は存在せず、人権に関する国別行動計画の中に、ビジネスと人権に関する章が設けられている。同計画の公式の英語訳は不見当であるため、Korean House for International Solidarity の非公式訳のリンクを掲載する。

4. 二次資料

CBC, 'Ottawa to create new ombudsperson to keep tabs on corporate behaviour abroad', 17 January 2018, <https://www.cbc.ca/news/politics/corporate-ombudsman-abroad-1.4491388>.

Sandra Cossart, Jérôme Chaplier, Tiphaine Beau de Lomenie (2017) 'The French Law on Duty of Care: A Historic Step Towards Making Globalization Work for All', 2 *Business and Human Rights Journal* 2.

Danish Institute for Human Rights, 'Myanmar', <https://www.humanrights.dk/place/myanmar>.

Danish Ministry of Foreign Affairs, 'Programme for Responsible Business in Myanmar 2013-2016', 31 May 2013, <http://um.dk/en/~media/UM/English-site/Documents/Danida/About-Danida/Danida%20transparency/Consultations/2013/Del%201%202013/Business%20in%20Myanmar.pdf>.

Government of Canada, 'The Government of Canada brings leadership to responsible business conduct abroad', 17 January 2018, https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2018/01/the_government_ofcanadabringingleadershiptoresponsiblebusinesscond.html.

Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade 2017, *Hidden in Plain Sight: An inquiry into establishing a Modern Slavery Act in Australia*, report, Parliament of the Commonwealth of Australia, Canberra.

Law Council of Australia 2017, *Inquiry into establishing a Modern Slavery Act in Australia Submission 60*, inquiry submission, Parliament of the Commonwealth of Australia, Canberra.

Myanmar Centre for Responsible Business, 'About the Myanmar Centre for Responsible Business', <https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/about.html>.

John Gerard Ruggie and Tamaryn Nelson (2015) 'Human Rights and the OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Normative Innovations and Implementations Challenges', 22 *Brown Journal of World Affairs* 99.

John Gerard Ruggie 2011, *United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations 'Protect, Respect and Remedy' Framework*, guidelines, United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights, Geneva.

Karen Stauss (2017) 'Forced Labor in Supply Chains: Addressing Challenges', 65 *United States Attorneys' Bulletin* 169.

United Nations Human Rights Office of the High Commissioner, 'State national action plans on Business and Human Rights', <https://www.ohchr.org/en/issues/business/pages/nationalactionplans.aspx>.